

会員各位

サーバーの消費電力不正表示防止対策について

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会  
サーバー委員会

拝啓、平素より当協会の活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2018年4月1日に制定いたしました「消費電力測定基準」について、2019年4月1日以降は、この測定基準に基づき測定した消費電力を表示していただきます。しかしながら、消費電力の不正表示を防止する必要があるため、申請制度を設けるとともに、以下の対策を講じますので、あらかじめご確認くださいませよう、よろしくお願い致します。

健全なる業界発展のため、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【不正表示防止対策】

- 消費電力測定結果申請書（別紙1）及び、消費電力測定結果報告書（別紙2）を記入の上、JDSA事務局へ提出する。  
※ 一般財団法人 日本文化用品安全試験所で測定した場合は、消費電力測定結果報告書代わりとして、日本文化用品安全試験所発行の「試験成績書」で対応可能
- 各会社様ホームページ等を事務局が定期的に確認し、申請された測定結果と表示されている消費電力（電気料金）等の表示内容に誤りが無いことを確認します。  
表示されている消費電力（電気料金）に不信な点を確認された時は、サーバー委員会で当該サーバーの消費電力を測定します。 ※会員・非会員を問わず測定の対象
- 申請された測定結果と表示内容に謝りが無い場合でも、サーバー委員会が消費電力の測定を実施する場合もございます。
- 不正表示が確認され事務局より指摘があった場合は、速やかに改修をお願いします。改修されない場合はJDSAホームページ等で企業名等の情報を公表いたします。

サーバー委員会で測定をする場合、検体となるサーバー及び製品水が必要となりますので、検体のご提供（貸出）をお願い致します。

【提出書類・提出先】

- 別紙1：消費電力測定結果申請書
- 別紙2：消費電力測定結果報告書

必要事項を記入の上、下記 JDSA 事務局へ FAX 若しくはメール (pdf) で提出願います。

JDSA 事務局 TEL : 03-5835-1125 FAX : 03-5835-1126 E-Mail : [jimukyoku@jdsa-net.org](mailto:jimukyoku@jdsa-net.org)

以上



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会  
Japan Delivery Water & Server Association